

平成24年度 市県民税申告受付日程

日時：2月16日(木)～3月15日(木) ※土日を除く 午前9時～午後4時

場所：市役所 2階 大会議室

※以下の日程で、各地区の会場でも申告を受け付けます。ただし、各地区の会場で申告受付を行っている日には、指定された会場でしか申告の受付ができませんのでご了承ください。

月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間	月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間
2月16日(木)	須原	須原公民館	9:30～14:00	3月1日(木)	東中・西中・中・高馬	中公民館	9:30～15:00
2月17日(金)	北湯ヶ野	北湯ヶ野公民館	9:30～11:00	3月2日(金)	立野・蓮台寺・河内	稲生沢公民館	9:30～15:00
	加増野	加増野憩いの家	13:00～14:30				
2月20日(月)	箕作・相玉・椎原・宇土金落合・荒増・堀之内	基幹集落センター	9:30～15:00	3月5日(月)	大沢	上大沢区集会所	10:00～11:00
2月21日(火)	横川	横川諏訪神社	9:30～14:00	3月6日(火)	四・五・六丁目・旧岡方村	市役所大会議室	9:00～16:00
	大賀茂	大賀茂公会堂	9:30～11:30				
2月22日(水)	田牛	田牛区集会所	13:00～15:00	3月7日(水)	一・二・三丁目	市役所大会議室	9:00～16:00
	吉佐美	朝日公民館	9:30～14:00				
2月23日(木)	須崎	須崎漁民会館	9:30～14:00	3月8日(木)	東本郷・武力浜	市役所大会議室	9:00～16:00
2月24日(金)	須崎	須崎漁民会館	9:30～14:00	3月9日(金)	西本郷・敷根		
2月27日(月)	柿崎	柿崎公民館	9:30～14:00	3月12日(月)	全地区	市役所大会議室	9:00～16:00
2月28日(火)		外浦区集会所	9:30～14:00				
2月29日(水)	白浜	白浜公民館	9:30～11:30	3月15日(木)	全地区	市役所大会議室	9:00～16:00
		旧板戸公民館	13:00～15:00				



市県民税申告は 正しくお早めに!

申告期間は 2月16日から3月15日まで

平成24年度(平成23年中の所得に対する)市県民税の申告受付が始まります。市県民税の申告は、平成24年度市県民税の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料などを算定する上で重要な資料となります。申告が必要な方は、3月15日までに必ず申告してください。なお、例年3月になりますと会場は大変混雑しますので、申告はお早めにお願ひします。

市県民税の申告

平成24年1月1日現在、下田市にお住まいの方で、次の「申告が必要でない方」に該当しない方は原則として市県民税の申告書を提出していただくこととなります。

申告が必要な方

- ▽ 営業・農業・不動産などの所得があった方
- ▽ 公的年金受給者で、社会保険料控除などを受ける方やほかの収入があった方
- ▽ 給与収入のみのサラリーマンであるが、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方

主な税制改正点

- ◎ 扶養控除の見直し
- ▽ 16歳未満の方の扶養控除がなくなりまし。
- ▽ 16歳以上19歳未満の方の扶養控除が減額されます。

年齢	所得税の場合	市県民税の場合
16歳未満	38万円→0円	33万円→0円
16歳以上19歳未満	63万円→38万円	45万円→33万円
19歳以上23歳未満	63万円→63万円(変更なし)	45万円→45万円(変更なし)

※ただし、16歳未満の方について扶養控除の適用はなくなり、市県民税において「非課税限度額」を計算するために16歳未満の方についても扶養親族の申告が必要になります。申告の方法は、「16歳未満扶養親族」の欄が新たに設けられましたので忘れずにご記入ください。

◎ 寄附金税額控除の控除額変更

▽ 市県民税に係る寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられました。

- ▽ 給与以外に、報酬・原稿料・公的年金・家賃などの不動産収入・配当(特定配当など、申告不要の配当を除く)などの所得があった方
- ▽ 平成23年中に会社などを退職した方(再就職し、前職分を合せて年末調整した給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている場合を除く)
- ▽ 国民健康保険に加入している方(所得の有無にかかわらず申告が必要です)
- ▽ 平成23年中に収入がなかった方も申告が必要になります。

申告が必要でない方

- ▽ 平成23年分の所得税の確定申告書を提出される方
- ▽ 給与所得以外の所得がなく、会社で年末調整済みの方
- ▽ 印鑑
- ▽ 給与・公的年金などの源泉徴収票
- ▽ 給与と公的年金以外の収入がある方は、平成23年中(1月から12月)の収入・支出がわかるもの

申告に必要なもの

所得税の確定申告

- 〈給与所得者の場合〉
- ▽ 給与や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ▽ 2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方
- ▽ 給与の年収が2,000万円を超える方 など
- 〈自営業者などの場合〉
- ▽ 平成23年分の所得合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方

確定申告すれば 所得税が還付される方

- ▽ 確定申告をする義務のない方でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- ▽ ローンにより住宅を取得した方
- ▽ 一定の額以上の医療費を支払った方
- ▽ 年末調整で、扶養控除や社会保険料控除を受けていない方 など

- ▽ 各種控除を受ける場合は次の書類
- ・ 配偶者特別控除
- ・ 配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)
- ・ 社会保険料控除
- ・ 国民年金・国民健康保険料などの払込証明書
- ※ 社会保険料控除用のお知らせ
- ・ 国民健康保険税・後期高齢医療保険料・介護保険料にかかる「平成23年中の納付額のお知らせ」を今年1月中旬に発送しております。
- ・ 生命保険料・地震保険料控除
- ・ 保険料の払込証明書
- ・ 医療費控除
- 平成23年中に支払った医療費の領収書・レシート、健康保険や生命保険などで補てんされる金額の明細書
- ※ 領収書などは整理し、支払った医療費・交通費(公共交通機関利用の場合のみ可)の明細を便箋などに受診者ごとに病院別、日付順にご記入のうえ持参してください(合計額を必ず計算しておいてください)。
- ・ 障害者控除
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳など
- ※ その他の控除についてはお問い合わせください。

電子申告を希望される方へ

電子申告をするには、住基カードの作成や公的個人認証のスキームが必要で、公的個人認証に用いる電子証明書の有効期限は3年ですので過去に手続きをされた方も有効期限の確認をお願いします。

確定申告の受付

下田税務署の確定申告の受付は、道の駅開国下田みなと(2階特別展示室)で行います。期間中は、下田税務署での確定申告の受付は行いませんのでご注意ください。

期間 2月16日(木)～3月15日(木)(土日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

東日本大震災関連のお知らせ

東日本大震災で、住宅や家財などに被害を受けた方は、所得税などの軽減・減免等を受けられることがありますので、下田税務署へお問い合わせください。

問合せ先

市県民税の申告については 税務課市民税係 ☎ 2218 所得税の確定申告については 下田税務署 ☎ 20185